

資料提供	
平成30年6月18日	
担当課 (担当者)	社会教育課 (田貝)
電話	0857-26-7519

県立社会教育施設（県立生涯学習センター、県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家）の指定管理者の公募について

県立生涯学習センター、県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家について、平成31年4月からの指定管理者を公募します。

1 公募期間 平成30年6月18日（月）から8月1日（水）まで

2 指定管理業務の概要

(1) 指定管理者が行う業務の概要

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
ア 施設設備の維持管理及び運営に関する業務 イ 施設の利用許可、利用料金の徴収・減免等に関する業務 ウ 生涯学習の普及振興に関する業務 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務(学習相談、団体支援、独自に企画する業務、利用促進等) ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務 ・生涯学習情報の提供に関する業務	※両施設は一部指定管理施設であり、施設の利用者に対する体験活動等の指導は、県職員（指導員）が行います。 ア 施設設備の維持管理に関する業務 イ 管理運営の補助に関する業務 ・施設の利用許可等に関する事務手続 ・使用料等の徴収・減免等 ウ 受入事業・主催事業の実施補助業務 施設が行う受入事業・主催事業の実施に係る補助業務（予約等受付、準備、片付け、体験活動の補助等）

(2) 指定期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

3 指定管理料

県は指定期間中の管理運営に必要な経費として、下記の額（5年間の総額）を上限として指定管理料を支払います。

施設名	金額（上限額）
県立生涯学習センター	461,759千円
県立船上山少年自然の家	200,210千円
県立大山青年の家	190,867千円

4 県立生涯学習センター、県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家の概要

施設名	開所	平成29年度利用者数（延べ）
県立生涯学習センター	昭和54年12月	76,874人
県立船上山少年自然の家	昭和52年7月	22,974人
県立大山青年の家	昭和54年1月	35,296人

5 募集要項等

とりネットに掲載しています。下記ウェブサイトからダウンロードできます。

県立生涯学習センター <http://www.pref.tottori.lg.jp/277879.htm>

県立船上山少年自然の家、県立大山青年の家 <http://www.pref.tottori.lg.jp/277876.htm>

6 スケジュール

平成30年8月中旬 審査委員会（候補者の選定）、審査結果の通知・公表

平成30年10月中旬 指定管理者の指定（議会の議決を経て行う。）